

U.S.A. Accountants の第 3 者 に対する会計責任の潜在性

—Davies の所説に依拠した U.S.A. Accountants の法的地位—

工藤 市兵衛・早川 巖

Potentiality on U.S.A. Accountants' Accounting Responsibility to Third Party

Ichibei KUDO and Iwao HAYAKAWA

With relation to potentiality on U.S.A. Accountants' Accounting responsibility to third party, the certified public accountant is presently confronted with Accounting Legal Problems of major significance. The Accountants' Accounting Liability Problem is the result of the Judiciarys' infringement upon a set of rights which had traditionally been granted to the members of all Accounting Professions. Thus, this paper has intended to analyzing and solving these Ligal Accounting responsibility Problems.

1. 序文—問題の提起

第 3 者に対する U.S.A. Accountant の会計責任の潜在性に就いて、アメリカ公認会計士は、現在、2 つの重要な法的意義のある問題に直面している。その第一は、会計士は、司法上画一化されていない多くの取扱いをすることによって、明瞭化されていない状況を表示することになる。第 2 に、損害を受けた第 3 者による財産回復が、裁判所によって認められるような条件を確定しようとしようとする場合には、司法上の理論では殆んど理解できない不明瞭な点を解きほぐす為に、会計士は、数多くの法律上の先例を分析するように強要される。そこで、これら 2 つの問題の基礎的な論議、即ち、アメリカの各裁判所で会計士の民事責任の領域に適用される法的会計責任概念の議論を、アメリカ会計学者 Davies の所説に依拠して検討してみようと思う。

この研究を達成する為に、2 段階の研究方法を採る。第 1 には、アメリカ会計士の第 3 者に対する職業上の会計責任に関する司法上の解釈論、即ち、裁判所による基準と、アメリカ会計士の為に設定された会計職業団体による監査行為基準との間に展開される差異分析に専念する。第 2 には、アメリカ会計士の第 3 者に対する法的責任に関する司法上の解釈論、即ち、現在職業会計人に適用可能な責任所在の理論分析に専念する。この第 2 の研究方法は、今日、アメリカ公認会計士の直面する当惑し

た法律情況の理解を容易にする。

2. U.S.A. Public Accountant の第 3 者に対する職業上の会計責任に関する司法上の解釈

Public Accountant は、1895年に、技術職業団体の構成員として、裁判所により承認されたものであるが、この司法制度による承認によって、その技術職業団体に特別の法的取扱いをさせる事が許され、彼等の判断による法的行為基準の設定が許されたのである。彼等の判断による行為基準の設定を許されている職業団体の掟は、次の 2 つの特別の理由のために、裁判所によって、一般に認められているものである。第 1 には、この法的な掟は、専門職業団体それ自身が慣習として持続する行為規律を記述するために設定されたものである。第 2 には、この法的な掟は、純粋な判断による責任を他の職業に援用するのを、裁判所によって防止させる為に認定されたものである。

司法制度は、多年の間、専門職業による自律賦課責任の概念を認めている。事実、この概念は、「会計士は、自己の職業団体の承認する基準以上のものを強制されてはならない」とする主張を、裁判所に監視させる様になったが、各裁判所でも、この自律規制の原理の妥当性を主張した。けれども、この概念それ自体は、Public Accountant に対する数多くの問題を起し始めたのである（注

1)。裁判所が公認会計士(C.P.A.)に与えた特別の特権は、法律上の問題を主要な源泉として、全体として、監査に焦点を置く職業であることを理由として、その責任の具体化可能性を制限する行為をとり始めたのである。このために、専門職業団体は、基本的な監査以外の調査活動に対する如何なる責任をも否定し始めた。このように、財務情報の適正表示に対する第1責任は、Public Accountantに負わされているのではなく、法人の経営者に負わされているものと、職業団体が主張するところまで、最終的には、会計士責任の狭義的解釈が行なわれたのである。

Public Accountantの責任のこのような制限は、会計職業団体の優先権における変化を原因とするものであると、多くの裁判所が述べている。Public Accountantが、もはや、適正な財務諸表を表示することによって投資家に貢献しようとするのではなく、ある一定の“内密の”会計基準に適合させることによって、彼等自身を擁護しようと努力するものであるという理由づけを、しばしば、裁判所が行なっている。このように理解された優先権の変化によって、会計士行為の判定基準を会計士が決定することは許されるべきでないと、裁判所をして信じさせるようになった。最近のある裁判所の言明する所によれば、次のように判断をする。

「一般に認められた会計原則及び、会計士が現実の財産取引を報告する適正な方法について、当事者間で多くの事が主張されている。我々(裁判所)は、この点についての誤りを審議する。我々(裁判所)の尋問は、正確に、内密の会計基準を満足するラーベントールの報告に焦点を合わせるのではなく、初歩の者にもわかりやすく、その報告書が無教育な通常の投資家の眼には、真実の財政状態を適正に表示しているものと見えるか否かに焦点を合わす点にある」(注2)。

このようにして、裁判所は現在、監査人の財務諸表調査によって、欠陥を発見するのみではなく、ある一定の会計原則による欠陥をも発見し、これらの原則が特殊な事実場合に適用される方法であるとする。多面にわたる裁判所の見解を、次に検討することにする。

2.1 財務公開後に獲得した情報の開示責任

第2次世界大戦後、会計職業専門家は急増し、その職業専門家に与えられた業務は、極めて急速に拡大された。現在、通常の公表会計企業では、その依頼者に対して、基礎的な監査業務を提供するだけでなく、税務及び経営指導業務をも提供している。これらの付随業務領域は、その依頼者に対するより密接な関係を促進する好機を、会計士に与えるけれども、又、依頼企業の財政状態に関するより綿密な情報を獲得する好機をも与えている。こ

のような付随業務に伴って取得された情報は、公認会計士の先に表明した意見、潜在投資家の採る行動及びその投資家に対する会計士の法的責任に重大な影響を与えることになる。この潜在責任の拡大については、過去数年の間に多くの問題が取扱われている。

最初には、公認会計士の交付する報告書は、監査活動の結果として、一連の財務諸表に関する会計士の適正意見を表示したものであるという事を、会計職業団体は主張した。従って、会計士が、その調査を遂行する場合に、一般に認められた監査基準に従いが、会計士の意見が誠意をもって進められているならば、その特別の取り決めからは、如何なる法的責任も発生しない。財務公開後に得た事柄、即ち、財務公開後の不詳事の発覚が、たとえ、後日、監査役の意見を変えたとしても、職業専門家は、前に公表した監査意見との関係ではあまり重要ではなく、それに対する新しい情報を開示する必要もないという理由付けをするであろう。この職業専門家による責任の論理づけは、最終的には、裁判所によって拒否される事になる。財務公開後に得た情報の開示に対する公認会計士責任の最終決定の前提として、次の2つの重要な別個の事件が役にたつ。第1には、1883年に、ある一方の契約当事者には、他方の契約当事者の行動に影響を与える誤解を正す義務がある、との判断を、合衆国の第2巡回控訴裁判所が下したのである。第2には、1933年の証券法は、実際の報告書記載日以後に、監査によって得られたあらゆる情報の開示義務を、会計士に強制している。これらの事項のどれもが、会計士対第3者の一般的な関係に適用されるものではないが、それらは、立法当局側の方針を示したものである。財務公開後の事柄を開示する義務を賦課するこの傾向は、多年の間、法の条理による所であるが、最終決定は、1976年までは出されていなかったのである。Fischer対Kletz事件(Fischer事件)では、裁判所は、これらの初期の状況から引き出されたルールを形成したのである。人が虚偽表示を信頼し続けていると信ずべき理由が存在する場合に、その表示に対する責任がある者は、その表示が訂正されているものと見なければならぬ、との判断が裁判所によって行われているという事実がここにある(注3)

Fisher事件の裁判所は、職業専門家責任のルールの設定を正当化して、次のようにのべている。「投資家の信頼する悪意表示をした会計企業に対して、この開示義務を強制しない如何なる理由も見当らない。確かに、財務諸表を証明することによって、証明した会計士と、投資目的の為の証明書を信頼した者との間には、型態上の企業関係を創り出すものではない。然し乍ら、企業の報告書に示された財務表示に対するその会計士の証明行為の影

響についても、又、目標決定の為に第 3 者が実際に正当なもの信頼する情報を供給するその影響についても、会計士と第 3 者との間には、型態上の企業関係を創り出すものではない。非公開の為に、被害者の受けた衝撃との関係から見れば、会計士と、企業の取引当事者である第 3 者とを、差別扱いすることを認めるのは理解に苦しむ。企業家を支配する信義誠実の原則は、制定法上の独立会計士にも適用されるべきである。従って、第 3 者の信頼する悪意の表示をした会計士は、最初の財務表示後得られた如何なる情報も、これらの第 3 者に開示する義務がある(注 4)。このようにして、理由の如何をとわず、最終的に判断される、職業専門家の基準を設定すべき会計士の権利に、まず第一に喰い込むべきである。

2.2 法人企業内部の詐欺行為検出責任

経済尺度の急速な成長は、公表会計職業団体に対して、2つの基本的問題を生じさせた。第 1 に、法人企業の成長は、実質的に、Public Accountant に対して、数多くの法人の財務記録の完全な調査を履行することを可能にしたのである。全体として、会計専門家があらゆる財務記録の完全な調査を必要とすべきであれば、その成果は数多くの法人企業の為に、調査の妨げとなる原価を、殆んど確実に監査することができる。第 2 には、法人企業の成長は、内部詐欺行為を一層助長する空気を産み出した。Public Accountant があらゆる財務取引を調査できなければ、Public Accountant の補助者グループは、監査調査を誤り易く、その結果、法人企業と大衆投資家を欺くことになる。伝統的監査手続における一連の欠陥となっているこれらの問題について、Public Accountant は、その意見表明に対する基礎として、試査、抜取監査、及び内部統制を行なうことによって、強く信頼を得ている。

このような監査手続の変化によって、あらゆる法人の詐欺行為の検出保障可能性を、Accountant は、直ちに具体化したのである。この具体化が、次のような型で、職業会計士の監査基準に表わされた。即ち、通常の調査を行なう場合に、独立監査人は詐欺の存在可能性に気づく。横領及び同様の不正行為、又は計画的な経営者による虚偽表示等の結果として、財務諸表が不実表示されることがある。詐欺が十分実体のあるものであれば、財務諸表における監査人の意見に影響を与え得るし、又、監査人の調査が一般に認められた監査基準に従って行なわれ、この詐欺の可能性についても十分配慮されなければならないことを、監査人自ら承認している。

然し乍ら、財務諸表に意見表明をするための通常調査は、最初は特に計画されたものではなく、又、信頼され得るものでもなく、唯横領その他の不正行為を開示することにあった。同じ様に、経営者による計画的虚偽表

示の発表は、一般に、より密接に、通常調査目標と関連してはいるが、そのような調査発表は信頼できない。詐欺の検出に失敗した独立監査人の責任は、そのような失敗が、明らかに、一般に認められた監査基準を遵守しない事から生じるのである。会計職業団体は、法人の詐欺行為検出責任を否定しているが、第 3 者及びある裁判所は、職業専門家に対する、そのような責任の賦課を認める議論をする。これらの裁判所は、最終的には、公表会計職業団体に対する法人の詐欺行為未検出に対する民事責任賦課の方法として、1934年の証券取引法第 10 条(b)、特に法規則第 10 条(b)―5 を適用することとした。

法 10 条(b)及び法規則 10 条(b)―5 は、有価証券の購入又は販売に於て犯した詐欺行為によって、損害を受けた者に対する幅広い救済策を規定する。これらの規定は、“有価証券の販売又は購入に関連する行為”のみに関するものであるが、会計士は、その職業専門団体の構成員には適用されないものとして、常に認識していた。けれども、最近、数々の裁判所の決定は、ある一定の必要条件が存在すれば、法第 10 条(b)及び法規則 10 条(b)―5 は、公認会計士に適用できるものと示唆したのである。Drake 対 Thor Power Tool 会社事件の裁判所は、次のように指摘している。

即ち、財務諸表の目的は、一般大衆に情報を提供することである。そして、有価証券法、有価証券取引法の基礎的政策及び法規則 10 条(b)―5 の基礎的政策は、計画詐欺の犠牲者に拘らず、有価証券を購入する際に、真実の情報を得ることができる保証をする事である。更に C.P.A 等は、自から、独立公認監査人である筈である。C.P.A は、明らかに、会計士として訴訟から免がれ得ないのである。

一般に、会計士が法人の証券詐欺行為の補助及び教唆に対する責任を負わされているという事を、会計士自らの力で示さなければならぬ、5つの条件を、裁判所が勧告した。第 1 に、会計士には企業の財政状態を調査する義務があることを示す必要がある。第 2 に、原告(第 3 者)がこの調査義務の受益者であることを立証する必要がある。第 3 に、会計士には、この調査義務不履行の罪がある事を示す必要がある。第 4 に、会計士が付随開示義務を破棄した事を示す必要がある。最後に、会計士側の適正な調査では、詐欺行為の検出を立証する必要がある。これらの 5 つの特殊な条件の存在を立証するためには、第 3 者である原告は、会計士の詐欺方法を立証する必要はなく、又、会計士が詐欺によって利益を享受した事も立証する必要がない。補助し、教唆した者がそれを認識し、又は認識したという事実を示せば十分であり、主要な当事者(有価証券の購入者又は売却者)の行為が

法規則10条(b)―5の規定の違反行為であるという事実を示せば足りると、裁判所は判断している。従って、会計士の監査業務に過失があり、又、この過失が会計士の法規則10条(b)―5規定違反、未検出から生じたのであれば、会計士は、法規則10条(b)―5の補助及び教唆によって処罰され得る。これが、職業団体によって支持されている会計基準に於て、重大な差異を生ずる法規則10条(b)―5規定違反の補助及び教唆に関する処罰であり、これらの補助及び教唆の罪が裁判所によって支持されているものである。けれども、この差異の範囲は決定されておらず、幸にも、会計職業団体に対して、最高裁判所は、1975年に、以前の詐欺行為未検出に対する会計士責任の限界を定めることを認めている。このような究極的な法律上の定義が達成されて後、会計職業団体は、裁判所によって確定された法的基準に適合させる職業専門家の基準を公表できるのである。

2.3 未監査財務諸表作成に対する過失責任

会計団体の設定した職業専門家基準と裁判所の確定したこれらの基準との間には多くの差異があるが、その他の分野には、未監査財務諸表の作成に対する法的責任の分野がある。職業専門家活動のこの分野に関して、未監査財務諸表は特殊な調査処理の課題でもなく、第三者の法的責任の潜在的な源泉ともなり得ないと、公表会計職業団体は主張する。他方、数々の裁判所は、これらの未監査財務諸表を処理する場合に、会計士の職業専門的責任と法的責任との解釈には差異があると主張した。1136 Tenants Corporation 対 Max Rothenberg and Company (1136Tenants 事件)において、裁判所は、未監査財務諸表の作成について、Public Accountants の過失責任を批評する最初の機会に直面した。このような第3者責任の存在を裁判所が決定したのがこの事件である。即ち、New York 裁判所は、どのような型の財務上の表示を取扱う場合にも、a Public Accountant に、理性的注意を払うことを要請する態度で、過失責任論を採用する理論づけをしている。1136Tenants 事件に於て、裁判所は、更に、会計士側における過失が、監査済の状況と未監査済の双方において第3者損害の原因となっている場合には、いずれか一方の立場において、第3者財務諸表利用者に対する職業専門責任が存在するとの理論づけをしている。

1136Tenants 事件の裁判所によって勧告された決定は、会計職業団体に多くの衝撃を与えたが、裁判所がその決定を下すのに採用した理由付けが、Public Accountants の職業専門上の基準に対して、より有意義な衝撃を与えることになったのである。会計士が一連の未監査財務諸表を取扱う場合、会計士には、財務表示の正当性

を決定する為に、一定技術による証明を行なうべき義務があるという事を、1136Tenants 事件における裁判所が、直接主張して、伝統的会計基準を認めなかったのである。Blakely 対 Lisac 事件の裁判所は、この根本的否認を次のように解釈している。即ち、未監査財務諸表を作成する場合でも、会計士には、少なくとも、彼に示された数値を最少限度調査する義務がある。彼には、不審の状況を無視することはできない。けれども、会計職業団体は、裁判所による最も新しい押付けに対して、黙認せず、議論によって反発し、1136事件の決定に疑惑をいだいて、数々の議論を主張した。第1には、Rothenberg 事件で支払われるべき報酬は、如何なる証明を行なおうとも会計士には支払われていなかったと、会計職業団体は主張した。第2には、Rothenberg 事件の横領人物で雇い主である Riker が、特に、自分の詐欺行為を暴露する為にある者を雇用した等という事は、とても信じられない事だと、会計職業団体は主張した。最後に最も重要な事であるが、会計士によって論争されたすべての財務諸表には、従来より行われている証明及び調査の欠缺を示す説明がなされていると、会計職業団体は主張し、従って1136Tenants 事件における決定の為の基礎がすべて未発見であると、会計職業団体は主張したのである。

1136Tenants 事件の決定以前では、会計士の意見表明が監査調査の結果として論争される場合にのみ、公認会計士 (Certified public accountants) には、過失責任を負わされるものとする。監査済財務諸表に対する会計士責任の範囲が数年の間に拡大されたけれども、裁判所は以前には、このような法的責任を、会計業務その他の分野に拡大してはいなかったのである。けれども、会計職業団体の議論にも拘らず、1136Tenants 事件の決定は、このような拡大を行なったのである。少なくとも、ほかの裁判所が同じような状況で判断をし、この New York 裁判所の決定をくつ返すのを相当と見るまでは、この事例は、多くの法律上の先例として残るであろうと思われる。

2.4 予測財務情報に対する責任

公認会計士の証明機能活動には、伝統的に、一連の監査された財務諸表に関する意見表明の限定がなされているが、Public Accountant の調査範囲の拡大に関する議論が、最近、大に行なわれている。けれども、会計士の基本的な職業専門上の基準の限定を越えた活動に対する責任を、会計士に負わせる最近の裁判所の決定は、その職務の拡大に伴う危険から引き出される如何なる利益よりも遙かに重い、という事を、多くの会計士に信じさせる理由によるものである。会計職業団体の側におけるこのような概念は、単純な推理に基づくものではなく、

裁判所の公表した最近の決定の結果に基づくものである。潜在的な監査拡大に関する第1の分野は、財務予測の正確さを証明する分野である。多くの財務分析家は、最適情報による投資家の意思決定のために、企業の将来の経済業績計画の必要性を痛感する。更に、これらの分析家は、このような計画が提示されれば、何らかの型の独立した証明の必要性を痛感する。公認会計士は、この独立した証明を提供すべき完全なる地位に置かれている。けれども、財務予測の調査が固有の監査機能部分について行なわれるべきであるとすれば、これらの計画された数値に関連した特殊の法的取扱いが存在しなければならぬという意見を、多くの職業団体の構成員が持っている。財務予測は推測であるから、公認会計士の証明に対しては如何なる法的責任も存在する筈がないと、職業団体は基礎的立場から主張する。不幸にして、Public Accountants に対して、裁判所は、この流れの議論を認めようとはしない。裁判所は、計画された財務情報が証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission) の適用する法規則10条(b)-5に基づく物的事実になる、と判断した。従って、予測財務情報の調査にある種の欠陥がある場合には、会計士が責任を負わなければならないことになる。潜在的な監査拡大に関する第2の分野は、時価財務諸表の作成に関するものである。ここに、再び、時価財務諸表は非常に不明瞭であるから、その時価財務諸表を発行する公認会計士に与えられた特殊な法的取扱いが存在しなければならぬと、会計職業団体は主張する。けれども、再び、裁判所は、この問題に対しても反対の立場を採る。最近、数々の決定で、裁判所は、時価財務情報が1つの物的真実であるとの判断を下している。従って、時価財務諸表の調査において十分注意を払って行なわなかった事については、第3者財務諸表利用者に対する法的責任が会計士に負わされるべきであると言うことになるのである。職業専門家の表示に関する諸問題が、裁判所において、大いに討議されている。最初に、裁判所は、技術職業団体の構成員の判断基準の設定問題をその技術職員団体に認めさせようと考えた。この機構を通して、先例によって支配される基準は、企業活動を遂行する場合に支配される基準と同じであるという事を、それぞれの裁判所が職業専門家に保証したのであるが、不幸にして、現在では、会計職業団体に対して、数多くの裁判所は、このかつて一般に認められた法理を破棄したのである。種々の裁判所は、種々の企業状況を論評する場合に、ある一定の一般に認められた監査基準の妥当性を疑問視したのである。会計士の判断する法律上の基準と会計士の行為する職業上の基準との間には差異があるという事について、次に述べる最近の裁判所の

意見が大いに役立つのである。

3. Accountant の第3者に対する法的責任に関する司法上の解釈

第3者に対する会計士責任を決定する場合に、今日採用されている責任所在の理論は、相当長期に渡って展開されているものであるが、このように長期間展開された発展があっても、すべての裁判所によって一般に認められる責任所在の概念が産み出されてはいない。会計士によって行使される注意の程度、及び会計士と第3者との間に存在する関係という2つの要因が、民事責任の部に入るのは、司法部の構成員の間で意見の一致を見ているが、裁判所は、この2つの要因と法的責任の賦課との間の一般的関係を確立してはいない。ここでは、通常認められる責任所在の理論の分析を示すことにする。そうすることによって、現在、公認会計士の直面する法的地位を考察しようと思う。

3.1 Accountant の単純詐欺行為による会計責任

第3者に対する詐欺行為、即ち、計画的詐欺の法的責任は、公表会計職業団体の構成員に適用される責任所在の概念の中で最も古いものである。更に、計画的詐欺に対する法的責任の概念は、裁判所によって一般に認められている責任所在の概念にすぎない。殆んど例外なく、詐欺行為による虚偽表示をした者は、虚偽表示を信頼する者がこうむった損害に対する責任を負う、という判断を、今日、アメリカの裁判所は下している。従って、大衆投資家を故意に欺く会計士は、その会計士の詐欺によって損害を受けた一般大衆のすべての者に対して責任を負わされる。

裁判所は、公認会計士を相手どって訴訟を提起する正当な根拠として、詐欺行為による虚偽表示責任を認めているが、裁判所の一般的要請というのは、損害を受けた第3者に直面するある一定の基礎にもとづく状況によって財産回復を認めようとするものである。単純詐欺に基づく訴提起の基本的要請の第1は、知識又は認識を必要とすることである。会計士に詐欺行為による虚偽表示責任を負わせるべきであれば、第3者である原告には、現実に会計士の虚偽表示の認識を立証すべき義務がある。他方、会計士が大衆投資家を欺罔しているという事実を認識していなければ、単純詐欺責任を負われないし、その代わりに、殆んど起訴できない他の者に、不法行為責任を負わせなければならない事になる。詐欺行為による虚偽表示責任に基づく第3者訴提起の為の第2の必要条件には、意思が必要とされることである。詐欺行為による虚偽表示をする会計士は、影響を及ぼす意思のある第3訴訟当事者に対してのみ責任がある。この意思要素

は第3者の財産回復に厳格な制限を置こうとするものであるが、その制限は、数々の法を巾広く解釈する小前提にすぎない。第1に、もしも、会計士が発生すべき結果を生じさせる方法で行為をするか、又は、実際にその結果が発生するだろうという確信に基づいて行為するならば、大抵の裁判所は、会計士が発生すべき特別の結果を意図していると判断するだろう。従って、会計士は、ある特別の結果の発生に対する責任を負うだけでなく、又、最後には、発生すると思われる数々の事実上、同じような結果に対しても、責任を負われる。第2に、会計士の行動の意思は、ある特定の個人投資家への影響に限定されるばかりでなく、多種多様な集団の個人投資家へ影響を及ぼすように拡大される。詐欺による虚偽表示は、1人以上又は集団の各個人投資家を誘導する意思をもって行われ、その虚偽表示行為に対して、虚偽表示を行った者がこれらの各個人投資家に対する責任を負わされる。従って、詐欺行為をする1人の公認会計士は、彼の詐欺によって損害を受けているものと合理的に予測可能なすべての者に対して責任を負わせるのである。詐欺行為による虚偽表示に基づく第3者訴訟に対する最後の必要条件は、信頼を必要とすることである。第3者である原告は、会計士の詐欺行為による虚偽表示を信頼していた事と、この信頼は正当化されていた事の2つを立証出来なければならない。第3者が財務表示における信頼を立証する為には、その第3者は、彼の行為を最終的に決定づけた有意義な衝撃が財務上の虚偽表示によって得られた事を示す必要がある。他方、この信頼の正当化を立証することは極めて困難である。

信頼の正当化可能性を立証する為には、第3者は、独自の2つの事実を立証しなければならない。第1に、第3者である原告は、会計士による虚偽表示された事実が重要な事実である事を立証出来なければならない。この仕事を達成する為には、第3者は、虚偽表示された事実が理性ある人ならば、重要なものであると考える事実である、という事を示さなければならない。第2に、第3者である原告には、誤謬表示されている虚偽に関する認識がされていなかった事を示さなければならない。表示の虚偽性について認識しており、又は認識すべきであれば、彼の信頼は正当化されず、従って、詐欺行為による虚偽表示の責任は存在し得ない。会計士がその虚偽表示を認識しており、会計士には虚偽表示の意思があり、第3者がその虚偽表示を真実なものと信頼している、という必要条件を、第3者が立証可能であれば、裁判所は、会計士に詐欺による虚偽表示責任を負わせることになる。けれども、単純詐欺は、法律上の訴訟を容認する基礎になるが、そのような認識・意思及び信頼の立証のむ

ずかしさが、このような訴訟を希薄にしている(注5)。従って、裁判所は、公表会計職業団体の構成員を取扱う場合には、責任所在に関するより巾広い理論に転換して判断するのである。

3.2 Accountant の過失による会計責任

3.2.1 Accountant の重過失による会計責任

虚偽に対する伝統的な第3者訴訟は、詐欺によるものであるが、会計士がその虚偽表示を認識しており、会計士には虚偽表示の意思があり、第3者がその虚偽表示を真実なものと信頼しているという、必要条件は、裁判所の取扱う状況に関しては極めて厳格なものである事を、裁判所は具体化している。裁判所の態度がより好都合な第3者訴訟へ変り始めた様に、詐欺を推理した重過失概念が会計士責任に関する法にしみ込み始めている。ある一定の詐欺の必要条件を取り替えるものとしてのこの重過失概念は、詐欺行為による虚偽表示に関する法の有意義な拡大を示す事にある。

重過失即ち、推定上の詐欺は、第3者に好感を持たせ、第3者損害行為を誘導する虚偽表示から構成されている。単純詐欺の責任は、予め必要とする要因の存在について一定の証拠書類を必要とするが、重過失責任は、被告(会計士)側では、誤謬表示のみの証拠書類を必要とし、原告(第3者)側では、正当化可能な信頼性ある証拠書類を必要とする。このようにして、単純詐欺の存在を現実に立証することなく、第3者である原告は、重過失責任を支持する証拠を提出しなければならず、公認会計士側における誤謬と推理するためには、陪審員によりなければならない。このような虚偽、又は重過失、誤謬表示が公認会計士によって為された事を立証する為に、第3者財務諸表利用者は、会計士が表示をするに必要な事実上の基礎となるものを持っていないことを示す必要がある。会計士の意見というのは、会計士が特別の会社の財務記録について、実際の企業調査を行った事を意味するから、会計士がそのような現実の調査を行っていない事を指摘する事実上の不正表示は、公認会計士の重過失及び詐欺の可能性を立証することによって、十分説明できる。例えば、Gagne 対 Bertran 事件の裁判所は、この点について次のように述べている。即ち、訴提起のできる虚偽についていえば、事実上、虚偽認識の必要はなく、事実として、真実と確信する合理的根拠が存在しないから、その表示は不実である、と主張すれば足りる。この重過失概念の使用を通じて、公認会計士の調査活動は詐欺行為であると陪審が判断を下すことのできる2つの方法を、裁判所は展開した。不幸にして、詐欺行為の問題をより巾広く取りあげる方法を行なおうとする裁判所の側におけるこの計画は、取扱上、多くの混乱を引き

起こした。法的な単純詐欺概念と、法的な単純過失概念との間に存在する実質的に重複した部分に対して、これらの2つの責任所在の理論の存在が一役をになっている。

3.2.2 契約当事者関係概念による Accountant の過失責任

合衆国における殆んどすべての裁判所の管轄区域では、各種の第3者法律行為の型態として、単純詐欺概念と、詐欺を意味するような重過失概念の2つのものが一般に認められている。けれども、司法部は、会計士が単純過失の罪を犯している場合に、会計士の第3者責任に関する法の解釈について、統一されていない多くの取扱いをしている。会計士の側における単純過失は、会計士の通常払うべき注意及び職業専門家基準の要求する注意をもって、業務の執行をせず、又は報告書の作成をしなかった事から生ずるものであるという議論を裁判所は一般に行なっているが、裁判所には、この概念を適用する場合に、全く調和のとれていないものがある。この不調和の結果、責任所在問題に今一つの要因を挿入することになる。会計士がその業務を遂行するに当って、現実には過失の罪を犯しているか否かを裁判所が決定する場合のほかに、第3者と公認会計士との間に存在する関係については、当然払うべき義務の履行を、会計士に要求すれば十分であるかどうかを、裁判所が決定しようとする企てがある。この第2の要因は、数々の責任所在の理論の派生から生じたものであるが、それらを、すべての裁判所が一般に認めているというものではない。1931年に、Ultramares Corporation 対 Touche, Niven and Company 事件 (Ultramares 事件) における裁判所が判決を下すに当って、Cardozo 裁判官は、「当事者関係の存在を根拠とすることに対する攻撃」と称するものを述べた。Cardozo は、単純過失に対する潜在的な第3者責任から、会計職業団体を擁護しようとして、この方法をとった。この方法が、第3者の法律行為から会計士を首尾よく隔離する所の、契約当事者関係の存在を前提とする条件であったのである。当事者関係の存在を根拠とすることに対する攻撃が法律面に向けて行い続けられたが、Public Accountant が、最初に多く巻き込まれた責任の分野 (即ち、潜在的な第3者が受けた金銭損害に対する責任の分野) では、第3者との間に契約当事者関係が存在しないという理由で、会計士を堅実に擁護している。1960年までは、物的損害事件を処理する場合、すべての裁判所は、当事者間の契約関係の存在を前提条件としてはいないが、第3者の受けた損失がその性質上、金銭的なものである場合には、裁判所は、第3者の財産回復の為に、契約の当事者関係を無視する意思ではなかったの

である。現在、多数の裁判所では、通常過失に基づいて金銭損害を受けた第3者が提起した訴訟を取扱う場合に、契約当事者関係の存在を前提条件とする Cardozo の当事者関係存在論を適用している。従って、この当事者関係存在論が適用される限り、第3者と被監査会社との間に契約当事者関係の存在しない一般的な会計士の過失による虚偽表示に対して、会計士は、第3者に対する責任を負わされないものとする。この理論は、多くの裁判所の管轄区域内における法の状態を示しているが、当事者関係の存在を根拠とすることに対する攻撃は、完全に断念されていない事を指摘するものである。

3.2.3 第1次の利益の原則による Accountant の過失責任

アメリカの多くの裁判所は、第3者と過失 Public Accountant を取り巻くあらゆる問題に対して、契約当事者関係存在論に関する New York Rule を適用しているが、米英両国のそのほかの裁判所は、Ultramares 決定を取り巻くあらゆるものについて、第2の見方を行っている。Ultramares 事件において、Cardozo が示した決定についてのこの第2の見方は、過失による虚偽表示について、法の中に、有意義な広い解釈を産み出している。Ultramares 事件の決定を再解釈する場合に、特殊な事件における被告 (会計士) が契約当事者関係の存在しない第3者に対して責任を負わなければならないか否かの決定は、政策の問題であり、従って、多くの法的要因と社会要因との均衡を伴う事を、数多くの裁判所が具体化した。これらの要因には次のような事柄が含まれている。即ち、その財務諸表等の表示が第3者である原告に影響を及ぼすように意図されたその程度、第3者である原告が受けた損害の予見可能性、第3者である原告の受けた損害が確定した程度、及び、被告 (会計士) の過失と第3者である原告の受けた損害との間の密接な事、等の事柄がこれらの法的要因と社会的要因には含まれている。この注意深く均衡のとれた発展過程が、第1次の利益の原則と称される会計士の対第3者責任の理論を拡大する結果となったのである。第1次の利益の原則は、Glanzer 対 Shepard (Glanzer) 事件に於て、現実には、New York Court が最初に支持したものであるが、その原則自体は、多年の間、相対的に潜伏して残されていた。その後、各種の裁判所の決定の中で、米英両国の裁判官が、Cardozo 裁判官の契約当事者関係の存在という前提条件を出し抜く方法として、この責任所在の理論を再び主張し始めたのである。この出し抜きの展開過程は、過失による虚偽表示を意味する事件に要請されるものとして、最終的には契約当事者関係論を断念する方向へ向って、重大な動きを示した事にある。

第1次的利益の原則を再主張する展開過程が英国の Hedley Bryne and Company 対 Heller and Partners (Hedley Bryne) 事件において始められた。会計士の過失による虚偽表示を原因とする金銭上の損害を回復する為に、損害を受けた第三者の権利を、イギリスの裁判所が認めたというのがこの事件であった。ある一定の「特殊な関係」が当事者間に存在していない場合でもこの第三者の財産回復権は許されるべきである、というのが、この裁判所の主張である。イギリスの裁判所は、この不確定な特殊関係というきびしい制限を除去したが、Public Accountant と第三者との間に、このような契約当事者関係の存在しない事を、Public Accountant がしばしば認識している場合があると思われるからである。

アメリカの裁判所は、公認会計士と第三者とを取り巻く事件に、素早く、第1次的利益の理論を適用しようとした。Rhode island 裁判所は、Rusch Factors 対 Levin (Rusch Factors) 事件における決定を、この初期のコン・ロー理論に基礎をおいて行った。そうすることによって、Accountant が第三者の為に、特に、予見し、認識し得る当然の注意を払うべき義務を負わされているものと、Rusch Factors 事件の裁判所は判断した。1年後、Ryan 対 Kanne (Ryan) 事件において、Iowa 裁判所は、次のようにのべて、これと同じ意見を表明した。即ち、

これは Iowa において、最初に影響を与える事件であるから、契約当事者関係の存在しない第三者又は信頼関係にある第三者が、常に、彼の信頼する文書を発行した当事者の過失の為に、第三者の損害に対する財産回復を妨害される、という原則を、我々(裁判官)は、否認すべく処分する。この場合には、財務報告書を信頼している予見可能なすべての者に対して、会計士に責任なしとする原則を、寛大に取扱う決定をする必要はない。我々(裁判官)は、財務報告書の有望な利用者として、現実には、報告書作成者のよく認識している第三者財務諸表利用者を、寛大に取扱わなければならないものと判断する。

このようにして、ある一定の裁判管轄地域では、Public Accountant の過失による虚偽表示を原因とする、第三者の受けた金銭上の損害に対して、会計士に法的責任のあることを是認したと思われる。たとえば、契約当事者関係が存在しなくても、第三者を、特に過失を犯した会計士が知っていれば、このような責任は、是認されるべきである。

3.2.4 予見階層概念による Account の過失責任

責任所在の手段としての第1次的利益の原則を一般に認めている多くの裁判管轄区域では、損害の回復方法を認められる数多くの第三者に就いて、第1次的利益の原則はその厳格な制限下における固有のものであるという

事を、数多くの管轄裁判所は認めている。この制限要因を減らそうとして、財務表示を巾広く解釈する裁判所は、会計士の対第三者責任の分野に、予見階層概念を導入した。この責任所在の概念にもとずいて、会計士は、特に予見可能な第三者に対して責任を負うだけでなく、又、会計士が特に予見可能な階層のすべての者に対しても、法的責任を負わせる。このような方法で、裁判所は、Public Accountant の過失による虚偽表示によって受けた金銭上の損害を回復出来る多数の第三者に、会計士責任を拡大したのである。従って、特殊な目的の為に、その依頼者による財務表示の使用を、Public Accountant が知っており、尚且つ、特別階層の者がその目的を達成する為に、Public Accountant の財務表示を信頼している事を、その Public Accountant が認識していれば、彼の財務上の虚偽表示を信頼した事によって、その階層の者が受けた損害に対する責任を、Public Accountant が負わされることになる。かつて、非常に恐れられていた不確定責任は、いまだ一般に容認されていないが、この責任所在の概念は、会計士の対第三者責任の実質的な拡大を意味するものである。多くの裁判所は、契約当事者関係を無視し、第三者の金銭上の損害に対する職業専門家としての責任を会計士に負わせているが、会計士は、以前より彼等に与えられていた保護をことごとく、奪われてはいない。ごく少数の裁判所は、Cardozo の New York Rule に反する判決を下し、それについて裁判官の付随的意見を表明しているが、どの裁判所も、Ultramares 事件の決定基準をかえようとはしない。もっと重要な事には、近い将来、その決定基準をかえようとする指摘さえもされていない。Rusch Factors 事件は、この裁判所の態度と行動の結合例を示すものである。

Rusch Factors 事件の裁判所は、当事者関係に関する New York Rule を達成する為に用いられた論法とは意見を異にしているが、Rusch Factors 事件の裁判所は、Ultramares 事件の特色を示すように注意深く努力し、Ultramares 事件の決定基準をかえなかったのである。その事件の特色を示し、第1次的利益の原則を容認する為に、Rusch Factors 事件の裁判所は、次のように述べた。即ち、この大法延事件(全判事列席の事件)は、質的に、Ultramares 事件とは区別され得るものであるから、好機があれば、Rhode Island 最高裁判所が Ultramares 事件の決定基準をかえるだろう等と、Rusch Factors 事件の裁判所が判断を下す必要のないことである。

従って、その裁判管轄権に基づき、必要に応じて、第1次的利益の原則、予見可能階層概念の理論又は、契約当事者関係前提論等は、第三者に対する会計士の過失による責任を決定する場合に、裁判所によって適用される

ものと思われる。

3.2.5 予見可能性概念によるAccountantの過失責任

現在の、より自由な法思想の傾向は、契約当事者関係の概念論、Ultramares事件の決定基準とは逆の方向へ広がるものと思われる。この司法的な傾向は、他の法分野における契約当事者関係論の一般的分析に基づくものであり、又、この傾向は、公表業務としての会計を認めることによるものであろう。たとえ、如何なる理由であろうとも、契約当事者関係を前提条件とする傾向は、第3者に対する会計士の法的責任の実質的な拡大を早めることになるのである。

裁判所がこの拡大された責任を果し得る手段としては、責任所在に対する指針として、妥当な予見可能性を認めることにある。このような責任所在の理論にもとづいて、会計士の財務表示を、合理的に信頼出来るものと予期したすべての第3者に対して、過失を犯した会計士は、法的責任を負わされる。この責任所在の概念は、第3者に対する会計士責任の最も有意義な拡大を容易にする。合理的な予見可能性概念の発端は、第1次の利益の原則のように、新しいものではない。事実、Cardozo裁判官は、各種の責任所在の意味を表わす概念をまず最初に説明し、彼は、Palsgraf対Long Island Rail road (Palsgraf)事件におけるNew York裁判所の決定基準をのべて、次のように言っている。即ち、合理的に理解される危険は、服従義務を明確にする。そして、危険は相互関係という意味を含む。気づかう範囲内のもは危険である。危険の予見可能性は、当事者間の関係の限界を決定し、従って、その付随責任をも決定するものと、Cardozoは見ている。

アメリカの如何なる裁判所も、公認会計士の第3者関係に対する合理的な予見可能性の基準を、いまだ適用していないが(注6)、他の技術職業団体の構成員を取扱った事件において、裁判所は責任所在の概念を認めようと努力した。けれども、過失に関する法の、他の分野において、この基礎的な責任所在の概念を容認しようとするほかに、合理的な予見可能性概念の意義を示す、公表会計職業団体の直面する、2つの要因がある。第1に、1933年の証券法は、民事責任の制限を規定するに当って、予見可能性概念を頼みにしている。その法の第11条は、登録書類を作成する場合に、公認会計士に過失責任を課している。この責任は、登録書類に記載されている有価証券を購入するすべての当事者に対して、拡大適用される。従って、この登録によって、会計士は、この予見可能なすべての者に対して責任を負わされている。第2に、数多くの裁判所は、第3者に対する会計士のコモンローにおける責任を取扱う場合に、予見可能性理論に対する好

意的態度を示している。従って、それぞれの管轄地域の裁判所は、個々の会計士対第3者問題に直面すれば、責任所在の意味を表わすものとして、合理的な予見可能性理論を容認するようと思われる。

制定法及びコモン・ローにおける会計士の第3者責任は、選択すべき6つの責任所在の概念を、裁判所に与えている。個々の理論の選択は、注意深く均衡のとれた過程の結果によるが、裁判所は、会計士の第3者責任を拡大する方向へ向けて、裁判上の態度を示している。この責任を拡大する方向へ向う態度は、法的理論の多様性と結合する場合に、最も当惑させる法的問題を、公認会計士に直面される事になる。

4. 総括

第3者に対する公認会計士の会計上の法的責任問題は、会計学と法律学の両分野にまたがる諸問題を含み、多くの法を混乱させる分野に属するものである。この分野の混乱性は、2要因の結合結果によるものである。第1の要因としては、会計職業団体がその構成員の調査活動を規制するために設定した基準とは本質的に異なる職業責任の法律上の原則を、裁判所が設定することによって、この法分野に、裁判所が不確定要素を導入したことにある。この会計職業団体による基準と法律上の基準との間の差異が、社会の経済的要請に遅れをとらないようにする為に、しばしば、会計職業団体を無能力なものとしたのである。第2の要因としては、会計士対第3者関係に適用し得る、それぞれ異なる6つの責任所在の理論を設定することによって、法のこの分野に、裁判所が不確定要素を導入したことにある。これらの理論は、公認会計士の第3者責任の範囲を、実質的に、公認会計士が決定できないようにしたものである。

現在、公表会計職業団体と法律職業団体とは、会計士の第3者責任の実行可能な理論を展開する問題に直面しているが、この問題の調査研究は後日譲る。

参考文献

- 1) Accounting Review. 52. April 1977 pp.360~368.
Accounting Review. 47. April 1973. p.263.
- 2) Hertzfeld V. Laventhol, Krekstein, Horwath and Horwath, 1974 CCH Federal Security Law Reports, par. 94574.
- 3) Northwestern university Law Review 68 (March - April, 1973) p.17.
- 4) Oklahoma Law Review. 26. Aug. 1973. p.388.
- 5) Washington Law Review. 46. (1971) p.676.
- 6) The University of Kansas Law Review 22 (winter, 1974) p.295

(受理 昭和56年1月16日)